

# 「安全で安心な生活の実現」を目指して

住民が安全で安心できる生活の実現に向けて、様々な取り組みがされています。今回は、生きていく基本となるものから「食」、一人ひとりの自覚が求められるものから「消費生活」、そして、地域の人たちが協力し合っているものから「交通安全と防犯」、この3つをキーワードに、安全で安心の地域づくりの取り組みをご紹介します。



とは、私たちが健康に生きていく上で、とりわけ重要です。また、農業は、食料の生産だけでなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全や美しい景観形成など様々な多面的役割を果たしています。これらの多面的な機能は、農業が環境と調和する形で適切に営まれてこそ発揮されるものです。



<エコファーマーマーク>

持続性の高い農業生産方式の導入  
エコファーマー認定農業者  
この他、津別町にはエコファーマー認定農業者として、土づくりや減化学肥料・減農薬などの環境に優しい農業に取り組んでいる農業者がいます。現在、38戸が登録されており、持続性の高い農業生産方式の導入(たい肥等施用技術・化学肥料低減技術・化学農薬低減技術)に関する5か年計画を立て、馬鈴しょ・人参・玉ねぎ・南瓜・レタス・メロン・すいか・アスパラなど、113ヘクタールの農地で取り組みが進められています。

生産履歴(栽培履歴)の記帳  
消費者が求める安全安心の根拠情報として、トレーサビリティ(追跡可能性)の仕組みにおける、生産、出荷段階の履歴情報として生産履歴(栽培履歴)の公開が求められています。

津別町においても、これら農産物を生産するにあたり、育苗から栽培、収穫、収穫後の加工などそれぞれの工程で行った作業を履歴として記録し、消費者や納品先の求めに応じて提出できるように、作業記録や栽培日誌としてほ場ごとに作成しています。

環境と安全に配慮した農業  
農業の基本的な役割は、私たちが生きていく上で、なくてはならない食料の生産であり、食の安全を確保するこ



## 目指せ、安全で安心な津別町

冬道の交通事故に注意

いよいよ冬本番です。冬道は、路面の凍結、積雪または降雪により、通常時に比べてスリップ事故等、少しの油断が大きな事故を引き起こします。

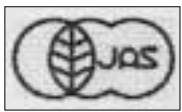
「冬道の安全運転5則」を守って、スリップ事故を防止しましょう。

①スピードは、夏場より10キロ以上減速する！

## 食の安全と安心の実現に向けて

クリーン農業に取り組んでいます  
クリーン農業とは、たい肥などの有機物を使った「土づくり」に努め、農薬や化学肥料の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心、品質の高い農畜産物の生産を進める農業です。

有機農畜産物の生産  
津別町には、日本農林規格(JAS)の認証を取得した農畜産物が生産されています。有機JASマークは、太陽と雲と植物をイメージしたマークです。農薬や科学肥料に頼らないで、自然界の力で生産された食品を表しており、農産物、加工食品、飼料や畜産物に付けられています。



<有機JASマーク>

ぎ・馬鈴しょ・人参・南瓜・アスパラが有機農産物として生産されています。

特別栽培農産物の生産  
津別町玉葱振興会減農薬栽培研究会では、「北のクリーン農産物表示制度『YES! clean』(イエス!クリーン)」に登録し、減農薬の玉ねぎ生産を行っています。

北のクリーン農産物表示制度に登録されるためには、通常の農薬使用回数の5割以下が基準とされており、生産集団の構成員による「栽培基準」「栽培協定」を作成し北海道協議会へ申請し認証を受けます。認証されると愛称の『YES! clean』のロゴマークとともに栽培内容などがセットで表示されることとなります。北のクリーン農産物表示制度は、地域ぐるみの取り組みを目指すもので、「個人ではなく、個々の生産者のままとりであり、地域的に取り組む」といのが特徴です。



<イエス!クリーンマーク>

## 消費生活に関する相談を受け付けています

町では、物やサービスの購入に関するトラブルの相談を受け付けています。現在では、店舗での購入だけでなく、「訪問販売」や「電話による勧誘」等さまざまな形で物・サービスの購入契約がなされています。こういった契約の中には、相手(業者)側から強く勧められるままに、内容をよく理解しないで結んでしまうものもあり、その後によく考えてみると、「自分には必要なかったのに」と悔やんでしまう場合もあります。

年末の防犯対策  
今年も残すところわずかとなりました。年末が近づくと、人や車の動きが何かと慌ただしくなり、そのため色々な事故、事件が多くなる傾向にあります。



「クーリングオフ」は、その契約内容によって「8日間~20日間」の間に、解約する意志を業者に通知すれば、一方的に契約を解除できる制度です。困った場合には、すぐ相談して下さい。町内でも、悪質業者による被害が発生しており、「しつこい勧誘を受けて困っている」「身に覚えのない請求を受けている」などの事態が起ったときは、相談して下さい。

役場商工観光担当  
☎76-2151(内線258)  
美幌消費者協会 ☎72-0366